

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

- 一 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書に添付された確認書の写しの交付に係る手数料を定めることとした。
- 二 政党助成法の規定に基づく総務大臣による定期報告文書等の公表に係る都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定めることとした。
- 三 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

● 徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（条例第四十九号）

- 一 この条例の施行の際現に公布されている徳島県条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改めることとした。
- 二 一に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととした。
- 三 既存条例における用字及び用語であって古い慣例に基づく表現及び表記が用いられているものうち主要なものについて、現在の法令における慣例に基づく表現及び表記に改めることとした。

● 四 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五十号）

- 一 次に掲げる条例は、廃止することとした。
 - 1 徳島県水源林野県行造林条例
 - 2 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例
 - 3 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和三十年徳島県条例第二十五号）
 - 4 教育職員の給料月額調整に関する条例
 - 5 徳島県立高等学校教員養成奨学資金貸与条例
 - 6 国営干拓事業負担金徴収条例
 - 7 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和五十年徳島県条例第四十四号）
 - 8 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例等の規定の適用の特例を定める条例
 - 9 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
 - 10 徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例
 - 11 職員の給与の特例に関する条例
- 二 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。
 - 1 国営土地改良事業負担金徴収条例
 - 2 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 徳島県保健福祉関係手数料条例
 - 4 徳島県県土整備関係手数料条例
 - 5 徳島県生活環境保全条例
 - 6 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例

7 国民健康保険法施行条例

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政機関設置条例**（条例第五十一号）

一 地域振興等に関する事務を分掌させるため、徳島県地域連携事務所を設置することとした。

二 県税等に関する事務を分掌させるため、徳島県県税局を設置することとした。

三 福祉に関する事務を分掌させるため、徳島県福祉事務所を設置することとした。

四 農業、林業及び水産業に関する事務を分掌させるため、徳島県農林事務所を設置することとした。

五 県土の整備に関する事務を分掌させるため、徳島県県土整備事務所を設置することとした。

六 一から五までに規定する行政機関の名称、位置及び所管区域を定めることとした。

七 内部組織、所管区域の特例及び特定事務の分掌について所要の規定を設けることとした。

八 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

九 次に掲げる条例は、廃止することとした。

1 徳島県総合県民局設置条例

2 徳島県東部県税局設置条例

3 徳島県東部保健福祉局設置条例

4 徳島県東部農林水産局設置条例

5 徳島県東部県土整備局設置条例

十 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。

1 徳島県税条例

2 職員の給与に関する条例

3 徳島県保健所の設置及び管理に関する条例

● **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**（条例第五十二号）

一 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務のうち、新たに住民基本台帳法において当該利用ができることとされた次に掲げるものを削ることとした。

1 採石法による採石業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの

2 砂利採取法による砂利採取業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの

二 本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務のうち、新たに住民基本台帳法において当該提供をすることとされた監査委員に対し提供する地方自治法による住民監査請求に関する事務であつて規則で定めるものを削ることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第五十三号）

一 建築基準法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **行政書士法施行細則の一部を改正する規則**（規則第六十四号）

- 一 行政書士法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和八年一月一日から施行することとした。

● **徳島県企画総務関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六十五号）

- 一 徳島県企画総務関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年一月一日から施行することとした。

● **適用対象の消滅等に伴う関係規則の整理に関する規則**（規則第六十六号）

- 一 次に掲げる規則は、廃止することとした。
 - 1 徳島県水源林野県行造林条例施行規則
 - 2 徳島県身体障害者適応訓練委託規則
 - 3 徳島県林業担い手育成資金利子補給規則
- 二 次に掲げる規則について、所要の整理を行うこととした。
 - 1 技能労務職員の給与に関する規則
 - 2 消防法施行細則
 - 3 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則

4 徳島県営林規則

5 土地改良法施行細則

6 興行場法施行細則

7 徳島県生活環境保全条例施行規則

8 家畜改良増殖法施行細則

9 会計年度任用職員の任用等に関する規則

10 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第六十七号）

- 一 徳島県林業担い手育成資金利子補給規則及び徳島県果樹穂木配布規程の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 児童福祉法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 道路法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則**（規則第六十八号）

- 一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。